

電子取引は国境を超える

日本の消費税

日本の消費税率もこの4月から8%に上がりましたね。エクラ通信 26 号でもお話しましたが、外国企業にはこの消費税を払っていないケースがあります。米アマゾン・ドット・コムはネット書店「キンドルストア」で日本語の電子書籍を日本の消費者に販売していますが、消費税は払っていません。海外からネット配信する電子書籍に消費税がかからないからです。日本の消費税は現在、国内での取引とモノの輸入を対象にしていますが、外国企業が海外にあるサーバーから音楽や書籍などを日本にネット配信する場合、国外での取引と見なされ、課税されないからです。

一方、日本企業が国内に配信すると8%の消費税がかかり、同じ電子書籍を買っても価格差が生じています。日本の電子書籍などの市場規模は約1兆 9000 億円、このうち海外との取引は 6600 億円。来年 10 月にまた消費税率が 10%に上げれば国内企業は一層不利になることになります。

外国企業に課税するには、日本の消費者に電子書籍などをネット配信した場合は企業やサーバーの所在地に関係なく、消費税を課す方式に改める必要があります。そのためには消費税法などの改正が必須です。今秋、海外から電子書籍や音楽などを日本の消費者にインターネットで配信するサービスに消費税を課す検討を政府税制調査会(首相の諮問機関)で検討される予定ですが、制度設計には時間がかかりそうで、課税開始は 2015 年度以降となる見通しです。10%の増税までに間に合うでしょうか。

制度設計に時間がかかるのは、日本に拠点がない海外企業は日本の税務当局がネット配信の金額などの情報を把握しにくく、適正に納税しているかを確認するのが難しいからです。国内の消費者に電子書籍などを配信する外国企業に登録制度を導入して情報を把握する案が有力となるようですが、登録を強制することは困難です。

EU では付加価値税(VAT)の改正:消費地で課税へ

欧州連合(EU)各国は電子書籍などの域外からのネット配信に対し、日本の消費税に当たる付加価値税(VAT)を課していますが、EU でもこの VAT の域内での税率の違いが問題となっています。

英国では電子書籍の付加価値税率は 20%ですが、ルクセンブルクから配信すればわずか3%で済みます。米アマゾン、ソニー、楽天などグローバルに展開するIT企業グループが集まる欧州ですが、そのIT企業は、こぞってこのフランス、ドイツなどに囲まれた人口約 50 万人の小国ルクセンブルクに集まります。多くの企業を引き寄せて、この国の1人当たり名目国内総生産(GDP)を 2012 年で世界首位の 10.4 万ドル、日本の約2倍に押し上げているのは、この VAT の低さなのです。

そこでEUは 2015 年1月、付加価値税制の大転換で対抗しようとしています。従来は企業が所在する国で課税してきましたが、これからは商品やサービスを消費した国で課税することにするのです。この転換でIT企業は税のうまみが消えるルクセンブルクからの移転を検討し始めました。これはルクセンブルクにとっても死活問題になるかも知れません。

国境を超える課税

国内取引にかかる消費税や VAT では国家間の争いは起きませんでした。国同士の紛争を防ぐ租税条約にも消費税の規定はありません。でも取引は国境を超え、消費税は新たな摩擦を生みました。

EUや日本が抱える課題は一国だけでは対応できません。どこかに抜け穴があれば、税収はそこから抜け落ちてしまいます。国内法を変更しても、日本が各国と結ぶ租税条約の多くが消費税を対象としていないため、海外の税務当局と連携して消費税を徴収するには条約改正が必要となります。一方国境を越えてネットで配信される電子書籍などの関税に関しては、環太平洋経済連携協定(TPP)の交渉参加国はゼロにすることで一致済みとのことです。

国境を越えるというより、国境そのものがなくなってしまうデジタル経済の発展により、各国の税務当局は自国だけの法整備では立ち行かなくなりました。各国の協調による共通ルール作りが必須です。次回は、課税をめぐる国家と個人・法人との攻防についてお話ししましょう。